

# 生徒会本部役員選挙細則

## 第1章 総則

第1条 生徒会本部役員選挙を公正かつ適正に行うため会則第2章第8条1項および付則1項により選挙に関する細則を定める。

第2条 この細則は役員選挙が、会員の自由な意志によって公明かつ適切に行われることを確保し、生徒会の自治的活動の健全な発達を期することを目的とする。

## 第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は会長より召集され、会則21条2項に規定する構成と任期とする。

第4条 本委員会の役職と任務は会則第9条3項および4項の規定の通りとする。

第5条 本委員会の事務は下記の通りとする。

- (1) 選挙人名簿(名票)を確認する。
- (2) 選挙日程を決め、投票の2週間前までに会員に次のことを公示する。

[公示内容]

ア、立候補の受付とその期日

イ、運動期間

ウ、投票の期日と場所

エ、その他諸注意や連絡

- (3) 立候補を受理し、その氏名を公表し周知させる。
- (4) 宣伝・運動ポスターの枚数、掲示場を決め、経歴、方針などの放送計画を立て、立会演説会を開く。
- (5) 名票と照合して、役職別投票用紙を作成、配布し、投票の準備をする。
- (6) 開票は投票終了後直ちに行い、その結果を発表する。(当選者氏名、クラス)
- (7) 本委員会は投票に際して立会人となり、不正を発見した場合は適切な処置をとる。
- (8) 本委員会の一切の活動と結果は顧問教師に報告し承認を得なければならないものとする。

第6条 本委員会の委員は立候補者の責任者、推薦者になるなど一切の選挙運動を行ってはならない。本委員が立候補する場合は直ちに委員を辞任し即時 HR より他の者を選出しなければならない。

## 第3章 立候補

第7条 会員は会則および選挙管理委員会の公示に従って自由に立候補できる。ただし、1人は1役とし3学年の生徒は除かれる。

第8条 立候補の受付は公示日から3日間とし、選挙管理委員を通じて、選挙管理委員長に届出るものとする。ただし、期限内に立候補がない場合は、2年生各HRより役職別に各1名ずつ、本人の承認を得て、必ず推薦立候補させる。

第9条 候補者は自薦、他薦を問わず、責任者1名を置かねばならない。責任者は候補者に関する一切の事務の手続きを行う。

#### 第4章 選挙運動

第10条 運動期間は届出受理の日から投票の前日までとし、不正行為や所定以外の掲示をしてはならない。

第11条 立候補者や責任者は所定のポスターをはり、放送や立会演説会で、所信を表明することができる。

#### 第5章 選挙

第12条 選挙は会員による単記無記名の直接

第13条 投票は所定の記載所で、被選挙人名簿を確認して、自書する。

第14条 下記の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙以外を使用した場合
- (2) 選管が判読困難と認めたもの
- (3) 規定以外のものを記載した場合第6章当選の条件

第15条 下記の場合は当選とする。

- (1) 信任投票の場合は有効投票の過半数の信任を得たもの。
- (2) 立候補者が、定数をこえる場合は、得票数の上位から定数を当選とする。

#### 第7章 異議申し立て

第16条 選挙方法および結果に異議ある場合は発表日から2日以内に選挙管理委員会に異議申し立てができる。

第17条 異議申し立てがあった場合は、選管は直ちに真相究明にあたると共に顧問の指導を受け、適切な処置をとらねばならない。

#### 付則

1. この細則を改正する時は生徒議会にはかり、更に総会の議決を得なければならない。
2. この細則は昭和51年4月6日より施行する。
3. 生徒会役員に当選した者は毎年7月に校長より認証を受け、その任にあたる。

平成13年11月一部改正